

常滑市選挙管理委員会告示第15号

「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併特例法」という。）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数」並びに「自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数」並びに「合併特例法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数」は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 2 日

常滑市選挙管理委員会
委員長 齋 田 正 彦

令和 8 年 6 月 1 日に調製した選挙人名簿で

選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数	945	人
選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数	15,747	人
選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数	7,874	人